

○研究特別任期制教員に関する規程

平成26年2月21日

理事会承認

(目的)

第1条 本学は、学術研究の推進並びに研究成果の社会還元を通じた本学の社会的評価の向上に寄与するため、別に定める「学校法人関西学院の設置する関西学院大学及び聖和短期大学における教員の任期に関する規程」に基づき、研究特別任期制教員を置くことができる。

(定義)

第2条 この規程でいう研究特別任期制教員とは、政府系研究助成団体等からの研究助成金を雇用の原資として特定の研究に従事する者をいう。

(任用)

第3条 研究特別任期制教員は、研究特別任期制教授、研究特別任期制准教授、研究特別任期制助教又は研究特別任期制講師に任用する。

(所属)

第4条 研究特別任期制教員の所属は、大学各学部等とする。

(職務)

第5条 研究特別任期制教員は、当該学部長等が要請する業務に従事するものとする。

(採用手続)

第6条 研究特別任期制教員の採用手続きは、「教授、准教授、助教及び専任講師の任用に関する規程」第3条、第4条及び第5条を準用する。

(任期)

第7条 研究特別任期制教員の任期は、1年以内とする。ただし、必要な場合は、4回に限り更新することができる。

2 研究特別任期制教員は、満年齢65歳（教授は満年齢68歳）を迎える年度末を超えて契約を更新することはできない。

(待遇等)

第8条 研究特別任期制教員の待遇等については、別に定める「研究特別任期制教員の待遇等に関する取扱要領」による。

(契約)

第9条 研究特別任期制教員の契約は、当該者と学校法人関西学院との間で、別に定める所

定の様式をもって行う。

(解雇及び懲戒)

第10条 研究特別任期制教員の解雇及び懲戒に関する事項については、専任教職員の就業規則第24条、第34条の規定を準用する。

(無期労働契約への転換)

第11条 通算契約期間が10年を超える研究特別任期制教員は、別に定める様式で申込むことにより、現在締結している有期労働契約の契約期間満了日の翌日から、期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）での雇用に転換することができる。

- 2 所定の要件を備えた前項の申込みがあった場合、無期雇用契約転換申込受理通知書及び労働条件通知書を申込者に交付する。
- 3 第1項の通算契約期間は、労働契約法第18条及び労働契約法第18条第1項の通算契約期間に関する基準を定める省令の定めるところによる。
- 4 無期労働契約に転換した研究特別任期制教員(以下「研究特別任期制教員(無期転換者)」という。)の労働条件は、この規程の定めるところによる。
- 5 前項の場合において、この規程中「研究特別任期制教員」は、「研究特別任期制教員(無期転換者)」と読み替え、有期労働契約を前提とする第7条(任期)及び第9条(契約)の規定は適用しない。
- 6 研究特別任期制教員(無期転換者)の定年は、満65歳(教授は満68歳)とし、定年に達した日の属する年度末をもって退職とする。
- 7 研究特別任期制教員(無期転換者)の解雇については、第10条に次の各号を加える。
 - 1 職務に必要な適格性を著しく欠く場合で、改善の見込みがないと認められた場合
 - 2 了解事項に定める雇用に関する経費が消滅又は不足する場合
 - 3 学生数の減少、職制の改廃、予算額の減少、その他やむを得ない事由により、過員を生じる場合
 - 4 その他前号に準ずるやむを得ない事由がある場合
- 8 研究特別任期制教員(無期転換者)を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告し、それができない場合には平均賃金の30日分の解雇予告手当を支払う。なお、予告期間は、1日につき平均賃金を支払うことにより、その日数分を短縮することができる。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、学長室において行う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2016年（平成28年）11月11日から改正施行する。
- 3 この規程は、2018年（平成30年）4月1日から改正施行する。

了解事項

- 1 研究特別任期制教員の雇用に関する経費については、政府系研究助成団体等からの研究助成金又は学外研究資金によるものとする。
- 2 2018年（平成30年）3月31日以前に採用された研究特別任期制教員が、2018年（平成30年）4月1日以降引き続き研究特別任期制教員として雇用されている期間中は、この規程第7条にかかわらず、次のとおり、2018年（平成30年）3月31日施行中の「研究特別任期制教員に関する規程」第7条を適用する。

第7条 研究特別任期制教員の任期は、1年以内とする。ただし、必要な場合は、3回に限り更新することができる。

- 2 研究特別任期制教員は、満年齢65歳（教授は満年齢68歳）を迎える年度末を超えて契約を更新することはできない。